

京都市訓令甲第 37 号

教育委員会事務局

幼 稚 園

京都市立幼稚園保育料及び入園料の減免の取扱いに関する規程の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

京都市長 門川 大作

本則に次のただし書を加える。

ただし、年度の中途において入園し、退園し、転園し、休園し、又は復園した者の当該年度の保育料の額は、当該年度において在園していた月数（当該年度の8月及び全期間を休園した月を除き、入園し、退園し、転園し、休園し、又は復園した日の属する月を含む。）を11で除して得た数に表に掲げる1年度当たりの保育料の額を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額、50円以上100円未満の端数があるときはこれを切り上げた額）とする。

表（5）の項中「（5）」を「（6）」に改め、「（1）の項」の右に「及び（2）の項」を加え、同表（4）の項中「（4）」を「（5）」に、「前3項」を「前各項」に改め、同表（3）の項中「（3）」を「（4）」に、「前2項」を「（1）の項及び前項」に改め、同表（2）の項中「（2）」を「（3）」に、「前項」を「（1）の項」に、「108,000」を「132,000」に改め、同表（1）の項の次に次の1項を加える。

(2)	児童等が2人以上ある世帯に属する者で、当該児童等のうち年長の順に2人目の者（次項及び（4）の項に掲げる者を除く。）	66,000	10,000
-----	---	--------	--------

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部調査課)